

『外部被ばく』と『内部被ばく』

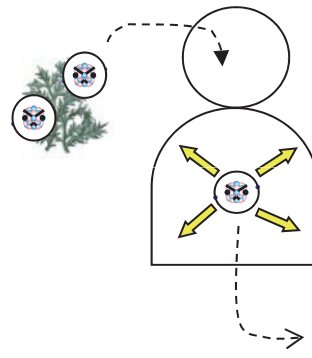
放射性物質が体の外から人の体に作用することを『外部被ばく』と呼び、放射性物質が食品などとともに体の中に入って作用することを『内部被ばく』と呼びます。

『内部被ばく』の場合、体の中から持続的に放射線を浴び続けることとなるため、健康に影響を及ぼす可能性が高くなります。

内部被ばくによる健康被害を未然に防ぐためには、食品中の放射性物質を適切に管理する必要があります。

＜内部被ばくとは？＞

① 食品などとともに放射性物質が体内に入る。



② 体内で放射線を出し続ける。

③ 尿・汗などとともに体外へ排出されるまで影響は続く。

食品の暫定規制値

厚生労働省は、食品中における放射性物質濃度についての『暫定規制値』を定めました。

この基準をもとに、放射性物質に汚染された食品の流通および消費を防ぐための取り組みが行われています。

暫定規制値の根拠と安全性

暫定規制値は、国際的な基準をもとに、人体が1年間に浴びても健康に影響のない放射線量から算出された値です。

食品の安全性を評価する機関である食品安全委員会は、平成23年3月、暫定規制値について、**緊急時の対応として十分な安全性を見込んだものであると評価し**、また、平成23年10月には、**緊急時・平常時を通じた生涯の累積放射線量としておおよそ100mSvとの基準を示しました**。

厚生労働省では、この評価を踏まえ、平成24年4月を目処に新たな規制値を設ける予定としています。

＜食品中の放射性物質の暫定規制値※1(抜粋)＞

放射性物質	食品中の暫定規制値 (Bq/kg)	
放射性ヨウ素	飲料水	300
	牛乳・乳製品 ※2	
	野菜類(根菜、芋類を除く。)	2,000
魚介類		
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	

※1 平成23年11月30日現在の状況

※2 100Bq/kgを超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないこと

(参考)日常生活と放射線量

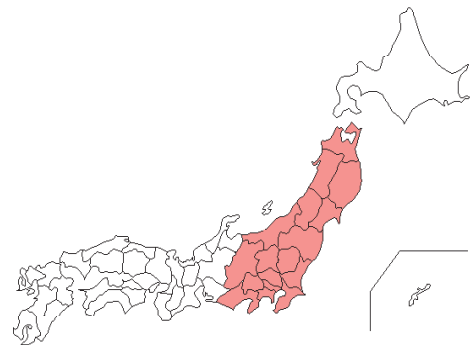
- ・CTスキャン→6.9ミリシーベルト/回
- ・年間1人あたりの自然放射線(平均)→2.4ミリシーベルト/年
- ・胃のX線集団検診→0.6ミリシーベルト/回
- ・東京～ニューヨーク間の航空機片道→0.1ミリシーベルト/回
- ・500Bq/kgの放射性セシウムが検出された飲食物を100g摂取した場合→**0.00065ミリシーベルト**
- ・500Bq/kgの放射性ヨウ素が検出された飲食物を100g摂取した場合→**0.0008ミリシーベルト**

各自治体における食品の検査

国の定めた基本計画に基づき、各自治体において農畜水産物等を品目ごとに、定期的（週1回程度）に放射性物質の検査が行われています。

検査対象となる自治体については、下表のとおりです。

また、国の指示によらず、独自に検査を行っている自治体等もあります。
（札幌市も平成23年9月から検査を開始）



《検査対象自治体》

検査対象自治体 (国の指示によるもの)	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、宮城県、岩手県、青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都、山梨県、静岡県
--------------------------------	--

※ 原子力災害対策本部の示した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」より抜粋（平成23年11月30日現在の状況）

出荷制限

食品中の放射線量を検査した結果、暫定規制値を超える食品が発見された場合、採取された地域ごとに対象食品の出荷制限が行われます。



平成23年11月30日現在において、出荷制限を受けたことのある食品の一部を右表に示します。

なお、出荷制限は地域ごとに行われるものであり、他の産地で採れたものについては問題ないと考えられます。

出荷制限を受けたことのある食品(抜粋)	
野菜類	ホウレンソウ、コマツナ、キャベツ、ブロッコリー、原木しいたけ、たけのこ、くさそてつ、ウメ、製茶 など
水産物	イナゴの稚魚、ヤマメ(養殖除く)、ウグイ など
畜産物	原乳、牛肉

※ 平成23年11月30日現在の状況

出荷制限の対象になった食品は、以下の要件が満たされるまでは、再び出荷することが出来ません。

出荷制限を受けた場合の解除要件	
放射性ヨウ素の場合	当該区域ごとに原則として複数市町村で 1週間ごとに検査し、検査結果が3回連続、暫定規制値以下となること。
放射性セシウムの場合	当該区域ごとに原則として1市町村当たり 3か所以上、直近1か月以内の検査結果がすべて暫定規制値以下であること。